

ニセコひらふリゾート分担金制度(仮称)

■どのような制度でしょうか？

リゾートコミュニティの維持・改善(CID*)と観光ビジネスの活性化(BID**)を図るために、

- 1) 通常の行政サービスでは補えない公共的なサービスを
- 2) 必要な資金を不動産所有者全員から公平に集め
- 3) 独自の組織を設立して提供し
- 4) 住民にとって住み心地がよく、また訪れる観光客にとっても気持ちの良い地域を目指します。

ニセコひらふ地域は倶知安町の条例制定により、日本で最初の導入を目指しています。

*CID は、コミュニティ・インブループメント・ディストリクト(コミュニティ改善地域)の略で、米国ワシントン DC に事例があります。

**BID は、ビジネス・インブループメント・ディストリクト(ビジネス改善地域)の略で、カナダのトロント市が発祥の地です。北米やイギリス、ドイツ、豪州などの商店街活性化に取り入れられ、成功を収めています。

■ひらふビジョン(案)

「住みたくなるリゾート ニセコ高原ひらふ」
安心・安全、きれいで元気なひらふ

■目的(案)

- a. 安全・安心できれいなひらふを守り、地域がひとつになってお客様を歓迎し、元気なひらふをつくれます。
- b. 居住者も非居住者も「ひらふコミュニティ」の一員としてすべての皆さんがかかわる、まったく新しい地域運営のしくみをつくれます。
- c. ひらふの来訪者数・宿泊者数を増やし、宿泊・飲食・物販・その他サービス事業者の増収を図ります。

■こんな活動を考えています

●CID 事業ミッション:ひらふの「住んでよし」をまもる

- 防犯灯の電気代、新設と修理
- 地域の美化(公園と道路沿いの花壇)
- コミュニティ行事の支援

●BID 事業ミッション:「訪れてよし」な、元気でひらふをつくる。

- 地域の清掃(冬季のポイ捨てゴミ対策。道で困っている人への道案内を兼ね、ごみ拾いをする)
- ストリートバナー・イルミネーション

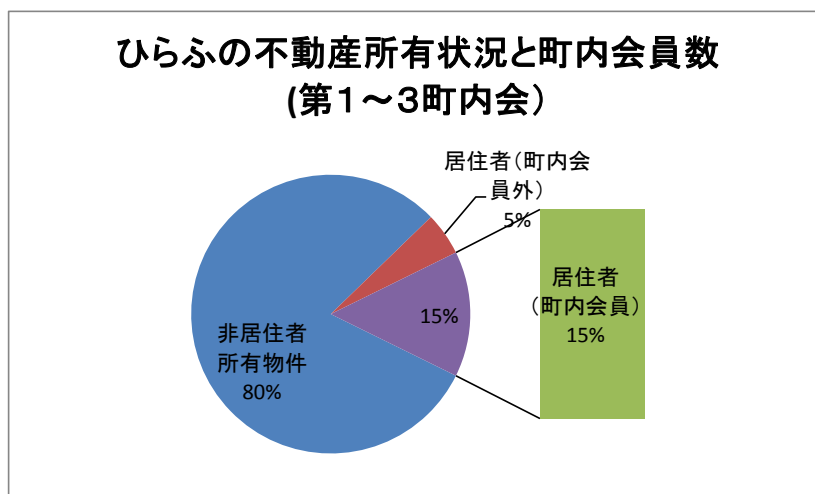
- ワイン&ダイニングと同等の広告媒体
- ウェブ・SNSによる情報発信・集客活動
- 地域イベント(レストランフェア、ひらふ祭り、冬のひらふ祭り等)の支援・広報
- ひらふ坂ロードヒーティング電気代
(役場をお願いする以外の方、総費用の60%、3.6百万円~4百万円)

●直接外部への費用がほぼ発生しない事業

- ホスピタリティの強化
 - リゾートとしての快適な環境づくり
 - 地域のルールづくりとネットワークの強化
 - 例： 夏期の土地・建物の管理、
空地の草刈
ごみのポイ捨て禁止の徹底
花火や騒音の制限
- 行政にインフラ整備を要望
- 災害時の連絡ネットワークづくり
- クレジットカードの団体加入(手数料が下がる)

■なぜ必要になったのでしょうか？

ひらふ地区では外資による投資や国際化が進展する中、不動産物件のみを持つ個人や法人が地区全体の80%に及ぶようになり、街灯の電気代やゴミステーションの管理、環境美化を担っている町内会という仕組み自体が限界にきています。居住者も非居住者も「ひらふコミュニティ」の一員としてすべての皆さんが関わり、まったく新しい地域運営の仕組みづくりが必要です。





春のボランティアゴミ収集

■ 事業費の予想

概算で、およそ 2500 万円の事業費が見込まれます。

既存事業	現状金額	予算案	現在の負担者
ボランティアゴミ拾い・掃除道具	10,000	10,000	支部
中央公園・冬囲い・歩道草取り	69,325	69,325	支部
ハイキングロード管理費	100,000	100,000	支部
安全センター負担金	1,238,000	0	支部
防犯安全灯の電気代・維持管理	800,000	800,000	町内会
くっちゃん 21 雪ダルマの他、支部負担のイベント協賛金	100,000	0	支部
夏祭り	800,000	800,000	
ネーチャーライド	600,000	0	
ニセコエリア・リゾートマップ	2,500,000	0	NPB
ひらふヴィレッジマップ(制作負担金)	100,000	0	支部
ニセコエクスプレス(制作負担金)	39,900	0	支部
ワイン&ダイナ	5,000,000	2,500,000	NPB
エリア案内標識	772,250	772,250	NPB
インターネット関連(サーバーレンタル、ドメイン、コンテンツ管理費)	2,000,000	1,000,000	NPB と支部
	14,129,475	6,051,575	

新たな事業	金額		
ポイ捨てゴミ対策	2,000,000		
集客イベント	1,000,000		
ストリートバナー(45 か所・3 年計画の一年分)	300,000		
イルミネーション(45 か所・3 年計画の一年分)	300,000		
ロードヒーティング電気代(役場にお問い合わせする分を除く)	4,000,000		
	7,600,000		

運営費	金額		
人件費【2 名・交通費・福利厚生費・給与】	10,440,000		
事務運営費(電話・PC・ソフトウェア・車両・コピー・印刷、会計士)	1,900,000		NPB 参考
	12,340,000		

総 計	25,991,575		
-----	------------	--	--

■対象地域

- 必須: 第 1～3 町内会
- 選択: 第 4・樺山町内会
- 第 4・樺山町内会の事業者は、地域が CID/BID に加盟しなくても BID 会員になることができる

第 4・樺山町内会はたいへんよく運営されているので、町内会長さんに CID への参加について町内会の皆さんの意見を聞いていただく予定です。

■費用の負担方法(案)

役場が不動産所有者から徴収し、地元の CID/BID 法人組織が受け皿となり、活動する制度を検討しています。

■コミュニティ分担金徴収の原則

- 1) すべての建物を対象とする。
- 2) 個人の車庫や倉庫などの付属屋は対象としない。
- 3) 家屋もしくはコンド等の場合は一戸を単位とする。
- 4) 宿泊・店舗に併設する居住部分は対象としない。

●コミュニティ分担金 徴収方法

- 案 1) 建物の居住部分と宿泊・店舗部分をそれぞれ対象とする。
例えばペンションでレストランを併設「住居:1 単位」「宿泊:1 単位」「店舗:1 単位」合計 3 単位)
- 案 2) 宿泊・店舗に併設する居住部分は対象としない。
上記の例では、「宿泊:1 単位」「店舗:1 単位」合計 2 単位。
- コンドミニアムやアパートの場合、居住ユニット(各戸)を 1 単位とする。
- 居住者は、掃除などのボランティアを常日頃行っているため、負担を軽減し、非居住者の半分程度とする。
- 居住者の定義: 基準日に倶知安町に住民票を置く個人、本支店登記のある法人。

【議論の必要な事項】

- 1) ペンションなど住居部分がある建物の場合、1 単位とするか 2 単位とするか。
- 2) 居住者の場合、非居住者の半額とすることの是非

■ビジネス分担金徴収の原則

- 1) 実際に観光・商業等で収入を得ている不動産はすべて対象とする。
- 2) 農家の倉庫等は対象としない。

ビジネス分担金の単価の設定に考慮すべき要素: 事業の恩恵と費用分担

- 1) ロードヒーティング
- 2) ひらふ坂・道道 343 沿線の街路美化
- 3) 建物の高さ制限 22 メートル地区と 13 メートル地区

●ビジネス分担金

○宿泊

- ・ ベッドルーム単位とし、ベッドルームあたり[3,000~6,000]円
- ・ 観光客に短期貸出するコンドも含む商業目的の建物である。
- ・ コンドミニアムのリビングも一室とする。
- ・ ロフトは壁で囲まれた部屋でなければ 0.5 室とする。
- ・ 宿泊施設の定義: 保健所届出施設。届出せず営業している場合、早急な届出・合法化を支援。
- ・ 長期賃貸アパートの定義: 3 か月以上の賃貸契約を結び、借主が住民票を当該アパートに置く場合。
- ・ 別荘の定義: 所有者の住民票が町内になく、別荘を貸すことによって収入を得ていない場合

○飲食・物販・事務所など

- ・ 一物件あたり[30,000~40,000]円 + 床面積 × 100 円 / m² (ワイン & ダイニングと同等のサービスを前提)
- ・ 床面積は、厨房や洗面所などを除く(申告制)

○更地

- ・ 整地済みもしくは以前、建物等があった場所と定義
- ・ ひらふ居住者の土地は、管理を適切に行っていたことで負担の対象としない。
- ・ 単価は未定

◇これまで出た疑問・意見

- ・ 第 3 町内会の下の方にある空地のイタドリなどが道路の通行を妨害しているが、むしろ草刈りをして、その費用の支払いを求める条例を作った方が良いのではないか。

○ラフティング等のサービス業の車庫・倉庫に床面積で負担を求める。(案)

- ・ 単価は未定

○移動販売車 BID に登録と負担を求める。

- ・ ウェブなどで紹介する。
- ・ 連絡先の登録を義務化。

- 優良な業者には次年度に案内を出せるようにする。
- 35,000 円／移動販売車／年ぐらいでどうか(案)

◇これまで出た疑問・意見

- ひらふ地区以外の商業者にも、ひらふスキー場の観光客による恩恵があるから、費用負担を求めているかどうか。

■分担金の支払い例(案)

- 純粋な住民(自宅所有で倶知安町民)
コミュニティ分担金 6,000 円／年
- ペンション(建物所有・居住)
コミュニティ分担金 6,000 円／年 × 所有建物数
ビジネス分担金 宿泊用部屋数 × 単価
- 飲食店(店舗所有・居住)
コミュニティ分担金 6,000 円／年
ビジネス分担金 [35,000～40,000]円／年 + 面積 × 100 円/m²
- 飲食店(所有店舗を賃貸・非居住)
コミュニティ分担金 12,000 円／年
ビジネス分担金 35,000 円／年 + 面積 × 100 円/m²
- 飲食店(賃貸で営業)
大家さんが支払うので直接、分担金の支払いはありません。
- ホテル(レストラン・軒含む)(建物所有・ひらふに本支店登記もしくはひらふ住民)
コミュニティ分担金 6,000 円／年
ビジネス分担金 宿泊用部屋数 × 単価 + 35,000 円／年 + 面積 × 100 円/m²
- コンドミニアム・別荘(所有者が町外に住み、有償で観光客に貸していない場合)
コミュニティ分担金 12,000 円／年
- コンドミニアム・別荘(所有者が町外に住み、有償で観光客に貸している場合)
コミュニティ分担金 12,000 円／年
ビジネス分担金 宿泊用部屋数 × 単価

- 長期賃貸のアパートなど（所有者が町外に住み、町民*に3か月以上の契約賃貸）
 コミュニティ分担金 12,000 円／年
 ビジネス分担金 宿泊用部屋数(町民に3か月以上の契約賃貸している部屋を除く) × 単価
 *町民: ひらふに住民票がある人

◇これまで出た疑問・意見:

- ロフトはカウントしなくて良いのではないか。
- コンドや別荘のリビングをカウントするのか？
- ひらふ坂沿線と道道沿線の物件の客室単価を他の場所よりも高く設定してはどうか？ BID 事業による街路化やロードヒーティングの恩恵を最も受ける。
- 建物の高さ制限が22m(他は13m)地区の単価を変えてはどうか？
- 同地区で、高層階(3階以上)の建物の場合、部屋単価を上げてはどうか。低層の建物の場合、恩恵を受けていない。
- ひらふ坂からの距離で、段階的に負担を変えてはどうか？
- コンドや別荘のリビングは、必ずしも宿泊できる設備を備えていないので、カウントしなくてよいのではないか。

■ロードヒーティング電気代の負担は？

現在の議論の方向性としては、ひらふ坂に面した土地の間口の総延長のうち、倶知安町は約40%を所有しているので、ロードヒーティングの地元負担分のうち役場が約40%を負担し、残り約60%を地元が負担することを検討しています。その60%をどのように分担するかは決まっています。

- **北海道庁が負担するロードヒーティングの電気代は、車道全面と歩道の1.5m幅を除いた全面で、地元よりもはるかに高い。将来的にロードヒーティングの電気代の地元負担を軽減するように、再生可能エネルギーによる発電施設の導入を行政に働きかけることを検討しています。**

○ひらふ坂沿線ロードヒーティング間口分担金

- 沿線土地所有者は建物の有無にかかわらず、間口に応じた負担を求める(1mあたり2130円ぐらい。電気料金の上昇により、増える可能性がある)。
- 沿線は、ロードヒーティングによる恩恵を最も受ける。
- 建物がない場合も、一等地を空き地にしておくと地域全体のビジネスにマイナスなので、早期の利用につながるよう、負担を求める。
-

◇これまで出た疑問・意見:

- ひらふ坂沿線がロードヒーティングの恩恵を他より受けるという理由が分からない。
- なぜ、ひらふ坂沿線の負担は、間口を基準にするのか？間口が狭くても奥行があると恩恵は高い。

- ロードヒーティングができるとひらふ坂に今以上に観光客が集中するのに、ひらふ坂から遠く、「歩きやすい」という恩恵がない宿泊・飲食施設に、ひらふ坂沿線と同等の負担は求められない。

以上の検討・シミュレーションの結果、次の考え方が提案されました。

案 1: 部屋単価一律+ひらふ坂間口分担金案

- 1) ビジネス分担金の部屋単価は一律
- 2) ロードヒーティング電気代の 30% (180 万円) を BID 全体で負担
- 3) 残り 30% (180 万円) をひらふ坂沿線の土地所有者が間口分担金として負担

案 2: 宿泊施設の部屋単価や店舗等の単価をひらふ坂からの距離、建物の高さ制限、道道 343 沿線かどうかに応じて変える

案 2-A: 3 段階案 (1→3 の順に単価が下がる。例: 1: 5000 円、2: 4250 円、3: 3500 円)

- 1) 第 1 町内会のうち、ひらふ坂に面した建物(土地)
- 2) 第一町内会のうち、ひらふ坂に面していない建物と、第 2 町内会のうち道道沿線の高さ制限 22m の地区の建物。
- 3) 上記以外の第 2・3 町内会



案 2-B: 4 段階案 (1→4 の順に単価が下がる。例: 1: 5000 円、2: 4500 円、3: 4000 円、4: 3500 円)

- 1) 第 1 町内会のうち、ひらふ坂に面した建物(土地)
- 2) ひらふ坂に面していないが、ひらふ坂から比較的近い建物
- 3) 上記以外の高さ制限 22m の地区
- 4) 上記以外の第 2・3 町内会



案 2-C: 4 段階案(1→4 の順に単価が下がる)。案 2-B との違い: アルペンリッジやベール等のエリアをささやき坂沿線と同等に3とする)



○案 2 の場合、ひらふ坂沿線(一等地)の更地の分担金を検討する必要あり

■各団体との役割・会費の調整

- ・ 組織の役割と事業を見直し、できるだけ大きな負担増とならないように、各方面と調整中です。
- ・ 町内会費の一部(防犯灯・街路灯の電気代や修理等)は、コミュニティ分担金として集めることを検討案としています。

■CID /BID の日本語名称(案)

CID (コミュニティ改善地域)/BID(ビジネス改善地域)は、カナダ発祥で英語ではわかりやすいのですが、日本語ではピンときません。そこで日本語名称をみなさんの意見を伺い、決めていきたいと思ひます。

(案)総称:ひらふリゾート分担金

CID: ひらふコミュニティ分担金エリア、ひらふコミュニティ改善地区、ひらふ環境改善エリア等々

BID: ひらふビジネス分担金エリア、ひらふ観光振興地区、ひらふリゾート向上エリア等々

◇これまで出た疑問・意見

- ① お金(分担金)を集めることを明確にした名称が良いのでは？
- ② お金(分担金)を集めることをあまり前面に出さない方が良いのでは？

■今、どこまで議論が進んでいるのでしょうか？

現在、日本には BID の制度がありません。そこで、ニセコひらふ CID/BID 検討委員会は、CID/BID 制度の枠組みを役場に提案するための議論をしています。

したがって現在の話し合いは、ひらふ地区に導入する場合、どのような活動が必要で、それにはどの程度の予算が必要か、不動産所有者様に負担をしていただく徴収方法はどうか、を「想定」してシミュレーションをしています。あくまで想定であり、すでに決定している事項は何もありません。

■CID/BID の導入可能な時期

最短で、平成 26 年 4 月

平成 24 年度 制度設計と条例制定

平成 25 年度 徴収システムの構築

■よくある質問 Q&A

Q1: ひらふ地区にコンドミニアムや別荘が増え、外国人観光客も増えたので倶知安町の税収も増えたのでは？

【回答】

- 1) 新たな不動産を取得したときに、所有者が支払う「不動産取得税」は、道の税収となります。その後、建物が建つと、所有者に「固定資産税」がかかり、町の税収となります。確かに新しい建物が増えれば、固定資産税収は増えますが、この税の性質上、建物が増えた分 100%増えるということにはなりません。
- 2) 平成 23 年度のひらふ地区からの税収(予算ベース)

固定資産税	2 億 47 百万円(町の固定資産税全体の32%)
住民税	6100 万円(町の住民税全体の8%)

これらの税は教育や福祉などを含めた町全体の各種事業に使われるものであり、税収分を地元地域に還元するという性質のものではありません。
- 3) 町民は住民税を負担していますが、倶知安町に住民票のない別荘やコンドミニアムの所有者は負担していません。観光客が増えると消費を生み、町の経済を潤して間接的に町の税収に貢献しますが、観光客が直接、町に税金を納めるわけではありません。
- 4) こうしたことから、検討中の CID/BID 制度は、ひらふ地区で集めた資金をそのまま同地域で使う制度となるよう検討しています。

Q2: 役場はひらふ地区にどのような投資や補助をしていますか？

【回答】

- ひらふ坂道路改良工事に町の平成 24 年度分だけで 7000 万円(景観対策などを含めた町の 22~26 年度合計で 2 億 3 千万円、北海道が行う分は 26 年度までで合計 9 億 8 千万円)
 - 上水道・下水道整備: 30 億円
 - 除雪・排雪: 2500 万円/年
 - 第 1 駐車場の除雪の補助: 120 万円/年
 - インターネット光ファイバー施設整備: 3200 万円、
 - インターネット光ファイバーの維持管理: 670 万円/年
 - 防犯灯の電気代の補助: 60 万円/年
- その他、町は倶知安観光協会への補助、消防設備整備、ひらふ中央公園開設・維持管理、サンスポーツランドの維持管理…。北海道はサンモリッツ大橋、道道 343 号の歩道設置…。

Q3: どうして街灯の電気代は、税金で賄われないのでしょうか？

【回答】

- 街路防犯灯は、地域が要望して設置するので、地域が電気代を負担します。
- しかし、公共性が高いので、役場が補助を出しています。
- 道路照明は、交通安全上必要なため、道路を管理する役所が設置して、電気代も支払っています。

Q4: 道路や公園の「ポイ捨てごみ」の清掃や草刈りは、行政が行わないのですか？

【回答】

- 道道・町道などの幹線道路では、通常の清掃や道路敷地内の草刈りは、**道路管理者である**(北海道や~~は~~役場)が行っています。
- ひらふ地域は観光地でもあり、地域の観光事業者・住民が春先に自発的にクリーンアップ作戦として、ボランティアで「ポイ捨てごみ」の清掃活動を担っています。
- ひらふ中央公園は、役場がつくり、清掃と草刈りをしています。
- 花の苗は町内会が購入して、植えています。
- 池の清掃などは、倶知安観光協会ひらふ支部がボランティアで実施しています。
- リゾートとしての魅力を維持・向上するために、住民や観光事業者が自発的に協力しています。

Q5: ひらふ坂に更地を持つと、事業をしていなくてもロードヒーティングの電気代を支払うのでしょうか？

【回答】

- ロードヒーティングの電気代の地元負担は歩道幅 3.5mのうち 1.5m分です。年間で 600 万円と推定されています。
- 現在の議論の方向性としては、ひらふ坂に面した土地の間口の総延長のうち、倶知安町は約 40%を所有しているので、ロードヒーティングの地元負担分のうち役場が約 40%を負担し、残り約 60%を地元が負担することを検討しています。
- この 60%を、どのように集めるかはまだ決まっていません。

Q6: 更地を所有していますが、コミュニティ分担金を支払うのでしょうか？

【回答】

- 居住者が減っているため、地域に必要な費用を集めることが困難になっています。広く費用負担をしていただく方法を検討していますが、コミュニティ分担金をどのように集めるかは、まだ決まっていません。

Q7: コミュニティ分担金は、純粹に地域コミュニティの向上のみに使われるのでしょうか？

【回答】

- コミュニティ分担金の主な用途は、以下を検討しています。
 - 防犯灯の電気代、新規設置と維持管理費用
 - 地域の清掃と美化(公園と道路沿いの花壇)
 - コミュニティ行事の支援
 - 事務局経費の一部

Q8: どうして第 1~3 町内会のみがビジネス分担金の対象なのでしょう？

【回答】

- 第 1~3 町内**会**は、宿泊施設など商業施設が圧倒的に多いからです。

Q9: なぜ、第 4・樺山町内会は加入を町内会が選択するのですか。

【回答】

- ・ 第4・樺山町内会は現在、たいへんよく運営されているので、町内会長さんに CID への参加について皆さんの意見を聞いていただく予定です。

Q10: ひらふのスキー客で、倶知安町の中心部の商業者も恩恵を受けていますが、ビジネス分担金の支払い義務はないのでしょうか？

【回答】

- ・ ニセコひらふリゾート分担金制度は、ひらふ地区の商業振興を図ることが目的です。地域外の商業者は、正式な会員にはなれず、ビジネス分担金の支払い義務もありません。

Q11: 別荘やコンドミニアムが増え、倶知安町役場も税収が上がっているのに、ひらふ地区の行政サービスを増やせないのでしょうか？ ⇒⇒Q2と回答がダブリそう

【回答】

- ・ 固定資産税をはじめ地方税は、学校教育や福祉など広い範囲に町全体の税収が使われます。したがって、ひらふ地区からの税収をそのまま、ひらふ地区に還元する制度ではありません。
- ・ 現在、除排雪に年 2500 万やインターネット光ファイバーの維持管理 350 万円の経費の他、上下水道に約 30 億円を投資しています。ひらふ坂の道路改修にも平成 24 年度だけでも 7000 万円を投資しています。

Q12: ひらふ坂のロードヒーティングの電気代負担に関して過去の住民合意の経過を教えてください。

【回答】

- ・ 平成 19 年にひらふ坂の改良工事に歩道のロードヒーティングと電線地中化を目指すために、地域住民、企業、団体が道道ニセコ高原ひらふ線(ひらふ坂)整備要望協議会を設立しました。
- ・ ロードヒーティングは北海道が車道(交差点)と歩道(1.5m幅)に設置し、完成後の歩道部分(1.5m幅)の電気代を地元(役場を含む)が払うことで合意しました。
- ・ その後、平成 22 年の地元説明会の場においてひらふ住民から、歩道全体 3.5m 幅と車道全長のロードヒーティングも求める声が出され、協議会と町は要望することとしました。
- ・ 最終的に、北海道庁が負担を増やし、歩道 1.5m のロードヒーティングの電気代のみ(約 600 万円と予想)を地元で負担することで平成 23 年度から工事が進むこととなりました。

Q13: 現在ヒラフ地域の事業者は、町内会、NPB や観光協会のひらふ支部に会費を支払っていますが、それに加えてビジネス分担金を払うのでしょうか？

【回答】

- ・ 組織の役割と事業を見直して合理化を図り、できるだけ大幅な負担増とならないように各方面と調整中です。

Q14: コンドミニアム等の非居住オーナーに、どのように連絡をとるのですか？

【回答】

- ・現在、ひらふ地域の建物の8割はオーナーが居住していません。納税代理人やコンドミニアム等の管理会社のご協力をいただいて、今後、不動産所有者の連絡先の確認を進めます。

Q15: ビジネス分担金はどのくらいの予算で、何をする予定なのか具体的に教えてください。

【回答】

- ・ ひらふ地区では日本で初めての導入を目指しています。
- ・ 現在は検討委員会で、制度設計のたたき台づくりをしている段階なので、最終的には地域のみなさんで、事業計画や予算規模を決めていただきます。
- ・ 下記の事業の優先順位が高いと考えています。
 - 環境美化
 - イベント・マーケティングによる集客(現在、ひらふ支部、NPB が実施)
 - ウェブ・SNS マーケティングによる集客(現在、NPB が実施)
 - 地域案内板や施設案内の設置(現在、NPB が実施)
 - 地域マップや飲食店・宿泊施設等のガイドブックの発行(現在、NPB が実施)
 - ロードヒーティング歩道部電気代(一部)

Q16: 商業者の支払い義務を前提としているようですが、ビジネス分担金はどのくらいになるのでしょうか？

【回答】

- ・ 持続可能性、透明性、公平な負担と受益を基に、現在、いろいろな徴収方法のシミュレーションを行っています。(●ビジネス分担金参照<リンク>)

Q17: もぐりの宿泊業者の取り締まりはどうするのでしょうか？

【回答】

- ・ 無許可の宿泊事業者が判明した際には、適切な届け出ができるよう保健所等への手続きに関する情報を提供し、適切な事業となるよう協力します。

Q18: 別荘として使い、他の人に貸していない場合、ビジネス分担金を支払う必要がありますか？

【回答】

- ・ ある一定の条件を満たす場合、「住宅」とみなし、ビジネス分担金を免除することを検討しています。(●ビジネス分担金参照<リンク>)

Q19: 月契約で家や部屋を賃貸していますが、ビジネス分担金を支払う必要がありますか？

【回答】

- ・ ある一定の条件を満たす場合、「住宅」とみなし、ビジネス分担金を免除することを検討しています。(●ビジネス分担金参照<リンク>)

Q20: いつから分担金制度が導入されるのですか？

【回答】

- 検討委員会からの提案についてを、役場が制度化するべく条例案づくりを行い、議会に提案します。併せて、徴収システムづくりなどの検討も進めます。最短で、平成 26 年 4 月の導入になります。